

## 船橋市地域公共交通総合連携計画策定業務委託仕様書（案）

### 第1章 総則

#### （適用範囲）

第1条 本仕様書は、船橋市地域公共交通活性化協議会（以下「甲」という。）が委託する「船橋市地域公共交通総合連携計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

#### （目的）

第2条 本業務は、現状における公共交通の課題・市民の公共交通に対するニーズを把握し、船橋市の公共交通のサービス目標（水準）を設定し、交通不便地域の抽出を行う。また、交通不便地域への対策として路線バスの再編を検討し、路線バスの再編で解消されない地域については、新たな公共交通の導入を検討し、「地域公共交通の活性化および再生に関する法律」に基づく「船橋市地域公共交通総合連携計画」（以下「連携計画」という。）を策定する。

#### （業務履行期間）

第3条 本業務の履行期間は、契約日の翌日から平成22年3月19日までとする。

#### （作業計画）

第4条 受託者（以下「乙」という。）は、本業務の着手に当たり甲と事前に協議を行い「作業計画書」を提出するとともに、適正なる人員を配置し、最高技術を発揮するよう努めるものとする。

#### （検査）

第5条 乙は、本業務の履行期間中に、所定の手続きにより完了検査を受け、かつその検査に合格しなければならない。

#### （関連資料）

第6条 乙は、本業務に必要な資料は、甲に請求し貸与を受けるものとする。

2 乙は、甲から貸与された資料については、慎重かつ丁寧に扱い、破損等を起こさぬよう十分注意しなければならない。

3 乙は、貸与された資料の内容を決して他人に公表してはならない。ただし、事前に甲に承諾を得た場合についてはこの限りでない。

4 乙は、調査が終了した場合には速やかに甲に資料を返却しなければならない。

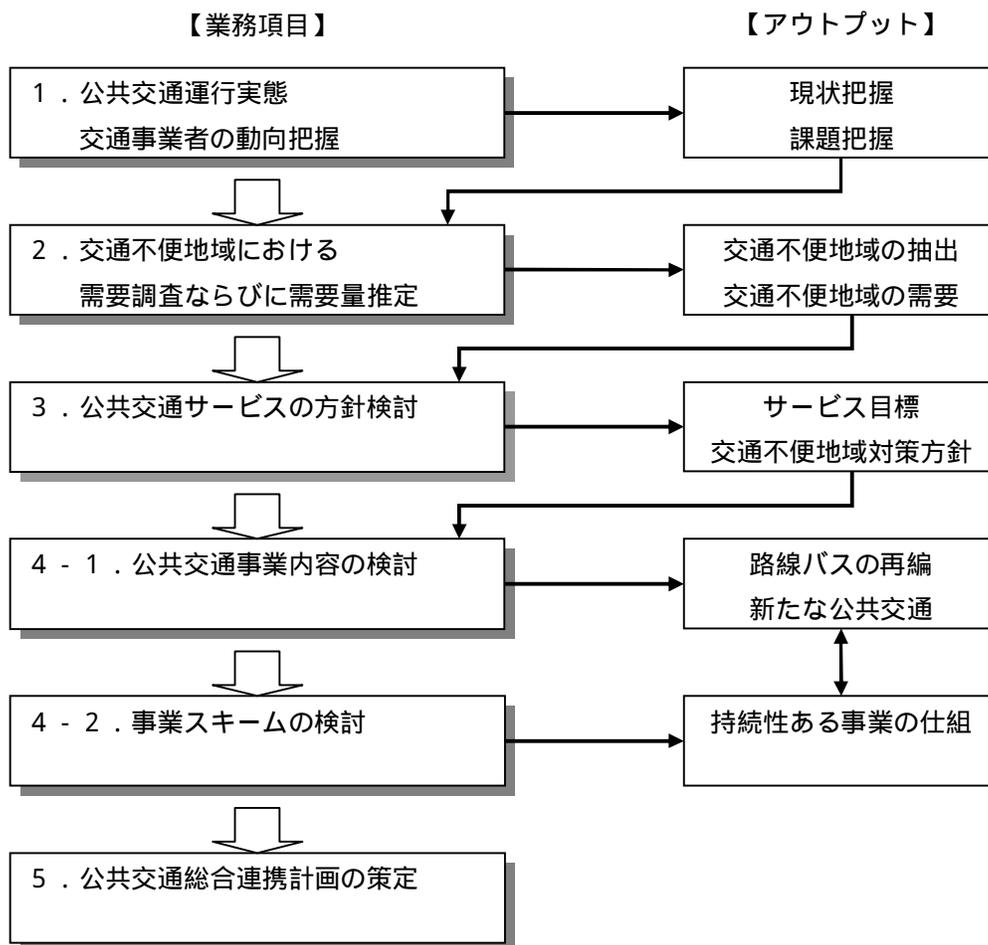
#### （秘密厳守）

第7条 乙は、本業務の実施により知り得た情報については、如何なる場合においても決して他人に漏らしてはならない。

## 第2章 業務内容

(作業手順)

第8条 本業務の作業手順は以下のとおりとする。



(業務内容)

第9条 本業務の内容は、次の各号に示すものとする。

公共交通運行の実態及び交通事業者の動向把握

- 1) 現状把握
- 2) 課題把握

交通不便地域における需要調査ならびに需要量推定

- 1) サービス目標および交通不便地域の仮設定
- 2) 交通不便地域における需要調査
- 3) 需要量の想定

公共交通サービスの方針検討

- 1) サービス目標および交通不便地域の見直し
- 2) 交通不便地域における対策方針検討
  - 路線バスの再編方針検討
  - 交通不便地域における新たな公共交通システムの運行方針検討

3) 利用促進方策の検討

公共交通事業内容の検討

- 1) 路線バスの再編
- 2) 交通不便地域における新たな公共交通システムの運行
  - 運行方法の設定
  - 運行主体の検討
  - 事業範囲、事業期間、事業形態の検討
  - 交通事業者の参入可能性調査（インセンティブの検討）
- 3) 公共交通事業スキーム検討
  - 官民のリスク分担の検討
  - モニタリングや支払方法等についての整理・検討
  - 事業スキームの総合評価と事業スケジュールの設定

連携計画の策定

- 1) 連携計画（案）の作成
- 2) パブリックコメント実施支援
- 3) 連携計画の作成

### 第3章 成果品

（成果品）

第10条 本業務の成果品は、次の各号に示すものとする。

調査報告書（本編）：100部

調査報告書（概要版）：10部

連携計画（素案）：100部

連携計画（本編）：100部

連携計画（概要版）：200部

調査データ：一式

上記各号の電子データ：CDまたはDVD1枚

2 第1項第3号および第4号に示す成果品については、平成22年3月1日までに納品するものとする。

(成果品に対する責任の範囲)

第11条 乙は、本業務完了後といえども、業務の失策、不備が発見された場合は、速やかに成果品の訂正をしなければならない。また、これに要する費用は、乙の負担とする。

(成果品管理及び帰属)

第12条 成果品の管理及び帰属については全て甲のものとし、乙は甲の許可なく成果品の公表及び貸与・譲渡をしてはならない。

#### 第4章 その他

(支払い)

第13条 本業務の支払い方法は、完了後一括払いとする。ただし、支払い時期については、国庫補助金入金後30日以内の支払いとする。

(関係法令)

第14条 乙は、委託契約書、本仕様書及び関係法令に基づき業務を行わなければならない。

(打合せ)

第15条 乙は、本業務の着手に先立ち甲と十分な打合せを行うものとする。また、業務中にも必要な都度、甲または関係者と打合せを行い、業務の円滑な進捗に努めるものとする。

2 打合せを行った場合にあっては、議事録を作成し甲に提出するものとする。

(業務管理)

第16条 乙は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する担当者を配置しなければならない。

(疑義)

第17条 仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合は、甲乙打合せを行い業務の遂行に支障が生じないよう努めなければならない。